

知的障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は知的障害者が介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する、療育手帳（発行自治体によりカード化されたもの、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ）の交付を受けている者とする。

2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 第1種知的障害者とは次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

- ・日常生活における基本的な動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者
- ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。

ロ. 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害

者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級に該当するものとされている。

(2) 第2種知的障害者とは前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する

1 2才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。ただし、特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、後段の規定は、知的障害者が無賃の幼児の場合はこの限りではない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び1 2才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合は発売する乗車券と同一とする。ただし、特別割引用ICカードで乗車する知的障害者で、特に事情があると当社係員が認め、2人の介護者を

つけた場合、そのうちの1人の乗車券については、第4条第1号による。また、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取り扱い区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取り扱いをする他社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は50%とし、は数計算した額とする。

ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 知的障害者が6才未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引を行う。

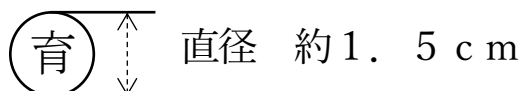
(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は知的障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

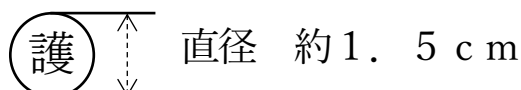
(発行方)

第8条 知的障害者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面（往復乗車券及び普通回数乗車券については各券片）に次の表示をして発売する。

(1) 知的障害者に対する乗車券



(2) 介護者に対する乗車券



- 2 ワンマンカーにあっては、療育手帳の確認をしたうえで普通旅客については、割引の運賃額を収受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には「育」または「護」の表示をする。

(旅客運賃払い戻し及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取り扱いをしない。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取り扱い)

第11条 前各条の規定以外の取り扱いは旅客営業に関する一般の規定による。

附 則

- 1 経済情勢等の外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、本規則の内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際しては、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知する。

平成18年	4月	1日	制定
平成29年	4月	1日	改定
2019年	4月	1日	改定
2022年	2月25日		改定